

教育職員の懲戒処分について

教育委員会において、所管する教育職員1名に対して、地方公務員法に基づく懲戒処分を行ったことについて、下記のとおり報告する。

記

1 被処分者

教育委員会事務局付 教諭（任期付短時間勤務職員、65歳、男性）

※ 教諭（任期付短時間勤務職員）とは、中野区が独自に採用する週4日勤務で任期に定めのある小中学校教員

2 処分内容

懲戒免職

3 処分の発令年月日

令和6年11月21日

4 処分理由

- (1) 被処分者は、教育委員会から教育に関する兼職の承認を得ることなく、令和6年4月1日から同年11月5日までの間、当区で勤務すべき日時と重複した時間に、他の地方公共団体が設置する公立学校において、報酬を受け、会計年度任用講師として勤務した。
- (2) 被処分者は、同年6月3日から同年11月5日までの間、84日間の無届欠勤を行った。